

全国風俗環境浄化協会

(警察庁生活安全局保安課)

1. 制度の概要

国家公安委員会は、都道府県協会の健全な発達を図るとともに、善良の風俗の保持及び風俗環境の浄化並びに少年の健全な育成を図ることを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、風俗環境に関する苦情の処理に係る業務を担当する者その他都道府県協会の業務を行う者に対する研修等を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、全国に一を限って、全国風俗環境浄化協会として指定することができる」とされている。

2. 指定、登録等の基準

- 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)

(全国風俗環境浄化協会)

第 40 条 国家公安委員会は、都道府県協会の健全な発達を図るとともに、善良の風俗の保持及び風俗環境の浄化並びに少年の健全な育成を図ることを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、次項に規定する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申出により、全国に一を限って、全国風俗環境浄化協会(以下「全国協会」という。)として指定することができる。

2 全国協会は、次に掲げる事業を行うものとする。

- 一 風俗環境に関する苦情の処理に係る業務を担当する者その他都道府県協会の業務を行う者に対する研修を行うこと。
- 二 この法律に違反する行為を防止するための二以上の都道府県の区域における啓発活動を行うこと。
- 三 少年の健全な育成に及ぼす風俗環境の影響に関する調査研究を行うこと。
- 四 都道府県協会の事業について、連絡調整を図ること。
- 五 前各号の事業に附帯する事業

3 (略)

- 風俗環境浄化協会等に関する規則(昭和 60 年国家公安委員会規則第3号)
(指定の基準)

第1条の2 法第 39 条第1項の規定による指定の基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 法第 39 条第2項各号に掲げる事業(以下この条において「都道府県協会の事業」という。)の実施に関し、適切な計画が定められていること。
- 二 都道府県協会の事業を適正かつ確実にを行うため必要な経理的基礎を有すること。
- 三 都道府県協会の事業以外の事業を行つているときは、当該事業を行うことにより都道府県協会の事業が不公正になるおそれがないこと。

(全国風俗環境浄化協会への準用規定)

第8条 第1条及び第1条の2の規定は法第 40 条第1項の規定により全国風俗環境浄化協会(以下この条及び次条において「全国協会」という。)の指定を受けようとする法人について、第2条の規定は同項の規定による指定を行つた場合について、第3条の規定は同項の規定による指定を受けた法人について、前3条の規定は全国協会について準用する。この場合において、第1条第1項中「都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)」とあるのは「国家公安委員会」と、同条第2項第4号中「法第 39 条第2項各号に掲げる」とあるのは「法第 40 条第2項各号に掲げる」と、第1条の2中「法第 39 条第1項」とあるのは「法第 40 条第1項」と、同条第1号中「法第 39 条第2項各号に掲げる」とあるのは「法第 40 条第2項各号に掲げる」と、第2条、第3条、第5条及び第6条中「公安委員会」とあるのは「国家公安委員会」と、前条中「公安委員会」とあるのは「国家公安委員会」と、「法第 39 条第4項」とあるのは「法第 40 条第3項において読み替えて準用する法第 39 条第4項」と読み替えるものとする。

3. 指定、登録等を受けた法人

法人等の名称	指定等の時期	法人の連絡先	法人番号	指定、登録の理由等
公益財団法人 全国防犯協会連 合会	昭和 60 年 2 月	東京都文京区本 郷 3 丁目 38 番 1 号本郷信徳ビル 6 階 (03-3868-0157)	3010005018109	風俗環境浄化協会に関する規則 第 8 条において準用する同規則 第 1 条第 1 項に基づく申請があ り、風俗営業等の規制及び業務の 適正化に関する法律第 40 条第 2 項に掲げる事業を適正かつ確実 に行うことができると認められ たため。

4. 指定、登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答 特になし

5. 指定、登録等に係る事務・事業の料金等とその積算根拠

指定に係る事務・事業について料金等は徴収していない。

6. 指定、登録等に係る事務・事業についての見直し結果(平成 29 年)
改善すべき事項は特になし。

7. 政策評価
平成 29 年 4 月に[実施](#)。

[8. 指定申請要領等](#)